

日医発第756号（健Ⅰ）

令和6年7月25日

都道府県医師会
環境保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 濱口 欣也
(公印省略)

「酸化エチレン大気排出抑制に関する取組事例集」の公表について

医療機器や衛生材料等の滅菌ガスとしても使用される酸化エチレン（エチレンオキシド）は、大気汚染防止法において、事業者による責務として大気への排出状況の把握や排出抑制が規定されており、吸入経路の発がん性として $9.20 \times 10^{-5} \text{ mg/m}^3$ （実質安全量）という有害性評価値が示されております。

また、本会と四病院団体協議会は、令和5年2月16日に別添1のとおり、病院等についての「酸化エチレン（エチレンオキシド）の大気排出抑制に向けた取組について」を環境省に提出しております。

今般、酸化エチレンの大気排出抑制に向けた取組を水平展開することを目的として、事業者における自主的な排出抑制対策について「酸化エチレン大気排出抑制に関する取組事例集」が環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/page_00365.html）に公表された旨、環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室から別添2のとおり事務連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、必要に応じて貴会管下会員へご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

2023年2月16日

酸化エチレン（エチレンオキシド）の大気排出抑制に向けた取組について

公益社団法人 日本医師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会

酸化エチレン（エチレンオキシド）は無色透明の気体であり、医療機器等の滅菌等に用いられ、発がん性が強いことでも知られており、国際がん研究機関の発がん性分類において、「ヒトに対する発がん性がある」とされるグループ1に分類されている。

日本医師会、四病院団体協議会（日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会）としては、病院等が少しなりとも酸化エチレンを排出している状況を踏まえ、大気環境の保全のみならず、医療従事者の健康の保護に留意し、作業環境の改善と安全確保を推進する必要があると考えている。そのため、酸化エチレンの排出を抑制し、環境中の濃度を下げよう、下記のとおり努めることとする。

【具体的な取組事項】

- ① EO（エチレンオキシドガス）滅菌装置を買い換える場合、まずは代替手法の滅菌装置を購入する。
- ② ①の取組が難しい場合は、EO滅菌の外部委託を行う。その際は、滅菌業者に問合せの上、排ガス処理装置を適切に使用していることを確認する。
- ③ ①および②の取組が難しい場合は、買い替えにあたって排ガス処理装置をセットで購入する。
- ④ 大病院においては、EO滅菌装置の買い換えを待たずとも、積極的に上記①から③の取組を行う。

なお、上記の取組状況や酸化エチレン排出実態を把握するための調査も可能な範囲で実施していく。

公益社団法人日本医師会 御中

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

「酸化エチレン大気排出抑制に関する取組事例集」の公表について

平素より環境行政の推進につき、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

酸化エチレン（エチレンオキシド）は、有害大気汚染物質の優先取組物質に該当し、大気汚染防止法において、事業者による排出抑制の自主的取組や、国と地方公共団体の連携によるモニタリング等が規定されています。平成30年3月23日に開催された平成29年度第10回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、平成29年度化学物質審議会第5回安全対策部会及び第182回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合において、酸化エチレンの吸入経路の発がん性として 9.20×10^{-5} mg/m³（実質安全量）という有害性評価値が示されました。この有害性評価値は、有害大気汚染物質の環境目標値とは異なりますが、当該評価値より高い濃度を示す地点が多く確認されています。このような状況を鑑み、当省では、事業者における酸化エチレンの自主管理に関し、令和4年10月18日付け環水大大発第2210181号の環境省水・大気環境局長通知により「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針」を示したところです。

今般、業界団体からの情報提供により得られた知見を地方公共団体や事業者等に幅広く周知し、酸化エチレンの大気排出抑制に向けた取組を水平展開することを目的として、事業者における自主的な排出抑制対策について「酸化エチレン大気排出抑制に関する取組事例集」（以下「取組事例集」という。）を作成し環境省HP（https://www.env.go.jp/page_00365.html）に公表しました。

つきましては、貴協会会員へ取組事例集の情報提供について、ご協力をお願いしたいと考えております。各事業者において、取組事例集を参考に引き続き酸化エチレンの排出抑制対策へと取り組んでいただくようお願いします。

環境省 HP：https://www.env.go.jp/page_00365.html

（担当）環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

原野 本多

TEL 03-3581-3351(内線 6579)

03-5521-8295(ダイヤルイン)

e-mail TOSHINOBU_HARANO@env.go.jp

TAKAAKI_HONDA@env.go.jp